

認定看護師養成支援等事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する認定看護師養成支援等事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要領において、補助の対象となる事業は、県内の医療機関等が、その勤務する看護職員の認定看護師の資格取得、特定行為研修の受講及びその勤務する医療関係者の特定行為研修指導者講習会受講を促進する事業とする。ただし、当該資格取得に係る教育課程、当該特定行為研修及び当該特定行為研修指導者講習会については当該年度に修了するものに限るものとする。

(定義)

第3条 この要領において「認定看護師」とは、公益社団法人日本看護協会が公益社団法人日本看護協会認定看護師規程により認定した資格を有する者又はこれと同等の資格を有する者として知事が認めるものをいう。

2 この要領において「特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。

3 この要領において「指定研修機関」とは、法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関をいう。

4 この要領において「特定行為研修指導者講習会」とは、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会として、「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」)に沿って行われるものをいう。

(交付の目的等)

第4条 補助金の名称、交付の目的、対象経費、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	補助金の対象経費	交付率又は金額	交付の相手方
認定看護師養成支援等事業費補助金	認定看護師の資格取得を促進し、医療提供体制の整備を図る。	認定看護師の資格取得に係る教育課程の受講に要する経費 (1) 入学金、授業料(受講料)及び交通費等諸経費 (2) 受講期間中の代替職員(派遣を含む。)に係る人件費 ※(2)は、感染管理認定看護	(1) 入学金及び授業料(受講料)の2分の1以内及び交通費等諸経費。ただし、1名につき入学金、授業料(受講料)は40万円、交通費等諸経費は10万円を限度とする。 (2) 受講期間中の代替職員(派遣を含む。)に係る人件費の2分の1以内。ただし、受講者1名につき100万円を限度とする。	認定看護師の教育機関に職員を派遣する医療機関等

		師の資格を取得する場合に限る。		
特定行為研修の受講を促進し、医療提供体制の整備を図る。	特定行為研修の受講に要する経費 (1) 入講料及び共通科目受講料 (2) 区分別科目受講料		(1) 入講料及び共通科目受講料の2分の1以内。ただし、1名につき20万円を限度とする。 (2) 区分別科目受講料の2分の1以内。ただし、1名につき30万円を限度とする。	指定研修機関に職員を派遣する医療機関等
特定行為研修指導者講習会の受講を促進し、医療提供体制の整備を図る。	特定行為研修指導者講習会の受講に要する経費 通信研修及び集合研修受講料		通信研修及び集合研修受講料の2分の1以内。ただし、1名につき3千円を限度とする。	当該年度に特定行為研修の受講に要する経費の補助申請を行い、特定行為研修指導者講習会に職員を派遣する医療機関等

※ 補助金の対象経費は、当該年度内に要する経費で医療機関等が負担したものに限る。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
認定看護師養成支援等事業費補助金	認定看護師養成支援等事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 所要額調書 2 事業計画書 3 対象経費の支出予定額調書	別記様式第1-1号 別記様式第1-2号 別記様式第1-3号 別記様式第2-1号 別記様式第2-2号 別記様式第2-3号 別記様式第3-1号 別記様式第3-2号 別記様式第3-3号	1 1 1	知事が別に定める日

(補助条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には知事の承認を受けなければならない。

認定看護師養成支援等事業費補助金	認定看護師養成支援等事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業費精算書	別記様式第5-1号 別記様式第5-2号 別記様式第5-3号	1	知事が別に定める日
				2 事業実績報告書	別記様式第6-1号 別記様式第6-2号 別記様式第6-3号		
				3 対象経費の実支出額調書	別記様式第7-1号 別記様式第7-2号 別記様式第7-3号		

(補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
認定看護師養成支援等事業費補助金	認定看護師養成支援等事業費補助金請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付額確定通知書の写し		1	知事が別に定める日

(交付決定の取り消し及び補助金の請求)

第11条 次に掲げる事由が発生した場合は、規則第17条の規定を準用し、当該補助金の交付の決定を取り消すこととし、規則第20条の規定に基づき、期限を定めて、交付した補助金の金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 認定看護師認定証の交付が受けられないとき
- (2) 特定行為研修修了証の交付が受けられないとき
- (3) 特定行為研修指導者講習会修了証の交付が受けられないとき
- (4) その他取り消しの必要があると認める事由が発生したとき

(加算金及び延滞金)

第12条 前条の規定に基づく交付決定の取り消しにより、補助金の返還が命ぜられたときには、次に掲げる加算金及び延滞金を納付しなければならない。

- (1) 補助金を受領した日（補助金等が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。ただし、前条第1項第1号の場合を除くものとする。
- (2) 補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付

の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- (3) 加算金及び延滞金について、やむをえない事情があると認めるときには、被交付者の申請により、その全部又は一部を免除することがある。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年度分の補助金から実施する。
- 2 この要領は、平成 29 年度に限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 (2021) 年度分の補助金から適用する。